

## ○汚染毀損英貨債の買入手数料の件

(昭和29年1月19日 国債第20号)  
東京銀行あて

貴行扱英貨債汚染毀損証券の取扱に関しては、貴行ロンドン支店より本行ロンドン駐在参事經由個々に協議を受けた上、減債基金又は減債基金以外の別途資金をもつて買入銷却することとなつたに伴い右の中、減債基金以外の別途資金をもつて買入消却する場合における買入手数料については、買入価額（元本部分買入価額及び繰延利札部分買入価額）の4分の1%を別途資金振込と同時に原則として英磅貨をもつて貴行ロンドン支店に直接支払うことと致しますから御了承願います。

(本件は、昭和29年1月7日国債第6号をもつて大蔵省へ伺出  
同年1月14日蔵理第490号 大蔵省理財局長から 日本銀行国債局長あて承認)